

平成20年中のサイバー犯罪の検挙状況等について

1 サイバー犯罪の検挙状況

平成20年中のサイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）の検挙件数は6,321件で前年(5,473件)より15.5%増加。平成16年から過去5年間で約3倍に。[1頁]

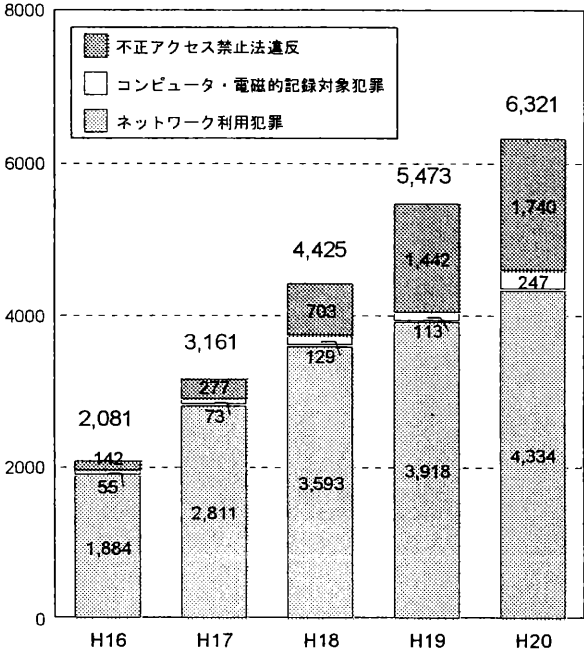
(1) 不正アクセス禁止法違反
不正アクセス禁止法違反は1,740件で前年(1,442件)より20.7%増加。

(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪
コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪は247件で前年(113件)より118.6%増加。

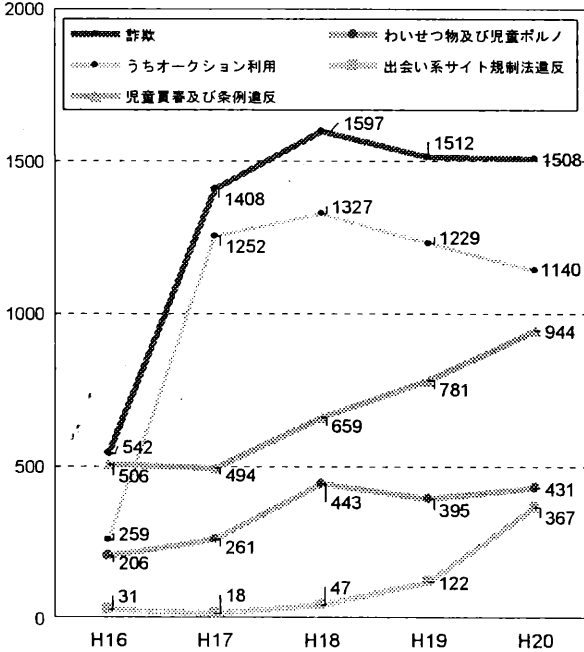
(3) ネットワーク利用犯罪
ネットワーク利用犯罪は4,334件で前年(3,918件)より10.6%増加。

- ネットワーク利用詐欺は前年とほぼ同数(1,508件、前年比-4件、-0.3%)。インターネット・オークション利用詐欺は減少(1,140件、前年比-89件、-7.2%)。
- 児童買春は減少(507件、前年比-44件、-8.0%)。青少年保護育成条例違反は増加(437件、前年比+207件、+90.0%)。
- わいせつ物頒布等は減少(177件、前年比-26件、-12.8%)。児童ポルノ事犯は増加(254件、前年比+62件、+32.3%)。
- 出会い系サイト規制法違反は大幅に増加(367件、前年比+245件、+200.8%)。

検挙件数の推移



ネットワーク利用犯罪の内訳

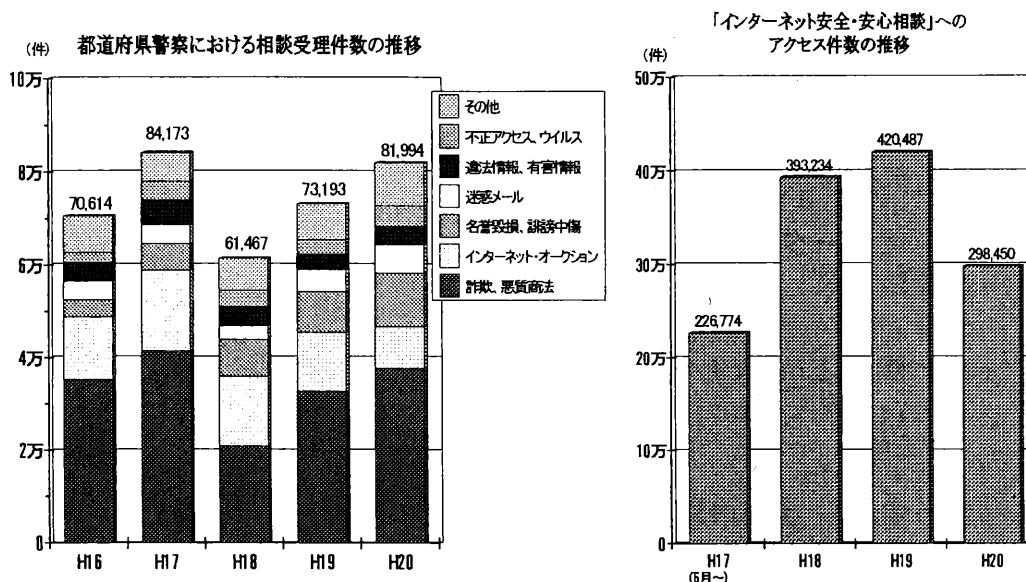


2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成20年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は81,994件で、前年(73,193件)より12.0%増加。〔4頁〕

「インターネット・オークション」に関する相談以外は、いずれも増加。

なお、平成20年中におけるウェブサイト「インターネット安全・安心相談」へのアクセス数は298,450件(1日平均815件)で、前年(420,287件)より29.0%減少。〔6頁〕



3 対策

(1) 増加するサイバー犯罪に対する的確な対応

- 各種教養を通じて、警察署等におけるサイバー犯罪対応能力の向上を図り、サイバー犯罪に対する取締りを強化する。
- 広域事件における合同・共同捜査、組織的事犯への組織的犯罪処罰法の適用等、事案の内容に応じた的確なサイバー犯罪捜査を推進する。

(2) インターネット上の違法情報に対する取締りの推進

- サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンター等を通じて違法情報を把握し、悪質事犯に重点を指向した取締りを進める。
- 違法情報の投稿・書き込みをした者だけでなく、違法情報を蔵置しているサイト等の管理者の刑事責任の追及も視野に入れた捜査を行う。

(3) 広報啓発活動等を通じたサイバー犯罪被害の未然防止

- サイバー犯罪等に関する相談内容を踏まえ、同種被害防止の観点から広報啓発活動を推進し、国民に注意喚起を図る。
- 「インターネット安全・安心相談」についても、内容の充実を図る。